

平成 25 年 10 月 30 日
第 104 回労働政策審議会
労働条件分科会 配付資料

資料 No. 2-1

平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果

平成 25 年 10 月
厚生労働省労働基準局

－平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果－

本調査は、時間外労働及び休日労働の実態、割増賃金率の状況、裁量労働制の実態等を把握することを目的として、実施したものである。

調査及び調査結果の概要は以下のとおりである。

I 調査の概要

1 調査対象

調査対象は、労働基準法別表第1第1号から第5号まで、第8号から第15号まで及びその他の事業に該当する主として民営事業場のうちから、業種・規模・地域別事業場数を勘案して、厚生労働本省において対象事業場数を決定し、具体的な事業場はこれをもとに各都道府県労働局において無作為に選定した。ただし、裁量労働制に係る事業場数を一定数確保するため、専門業務型裁量労働制導入事業場及び企画業務型裁量労働制導入事業場を優先的に選定した。

2 調査方法

調査は、11,575の事業場を対象に平成25年4月から6月に全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施し、原則として平成25年4月1日時点の実態を調査している。

なお、調査結果は母集団に復元したものを表章している。ただし、表45以降の裁量労働制に係る調査については、実数に基づく調査結果である。また、企業規模分類の結果は、一つの企業に複数の事業場が存在する場合、それら複数の事業場の調査結果を企業単位で加重平均するといった作業は行わず、そのまま集計・復元している。

II 調査結果の概要

* 前回調査は平成17年度に実施している。

1 週所定労働時間の状況（特例措置対象事業場を除く）（表1、2）

※原則として、調査事業場で最も多数の労働者に適用されている1週の所定労働時間について調査を行った。所定労働時間は、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた時間として調査を行った。

1) 週所定労働時間が40時間以下である事業場数の割合

週所定労働時間が40時間以下である事業場数の割合は96.9%（平成17年度93.4%）となっている。

規模別にみると、301人以上の事業場では100.0%（同99.9%）、101～300人の事業場では100.0%（同99.9%）、31～100人の事業場では99.8%（同99.3%）、1～30人の事業場では96.5%（同92.6%）となっている。

※大企業は100.0%、中小企業は95.8%となっている。

2) 週所定労働時間が40時間以下である労働者の割合

週所定労働時間が40時間以下である労働者の割合は99.2%（平成17年度97.7%）となっている。

規模別にみると、301人以上の事業場では100.0%（同99.9%）、101～300人の事業場では100.0%（同99.9%）、31～100人の事業場では99.8%（同99.3%）、1～30人の事業場では98.0%（同94.8%）となっている。

※大企業は100.0%、中小企業は98.3%となっている。

3) 業種別にみた週所定労働時間が40時間以下である事業場数の割合

週所定労働時間が40時間以下である事業場数の割合を業種別にみると、40時間達成率の低い業種は、建設業で92.4%（平成17年度84.9%）、次に製造業で95.7%（同92.5%）となっている。

4) 週所定労働時間

週所定労働時間は、事業場平均で37時間47分（平成17年度38時間19分）、労働者平均で38時間10分（同38時間19分）となっており、平成17年度に比べ事業場平均で32分、労働者平均で9分の減少となっている。

※事業場平均について、大企業は37時間31分、中小企業は37時間53分、労働者平均について、大企業は37時間57分、中小企業は38時間23分となっている。

2 特例措置対象事業場（週44時間労働制適用事業場）における週所定労働時間の状況（表3、4）

1) 週所定労働時間44時間以下の事業場数の割合

週所定労働時間が44時間以下である事業場数の割合は97.8%（平成17年度97.0%）、労働者の割合は98.1%（同97.3%）となっている。

2) 週所定労働時間40時間以下の事業場数の割合

週所定労働時間が40時間以下である事業場数の割合は79.7%（平成17年度70.3%）、労働者の割合は81.2%（同73.2%）となっている。

3) 週所定労働時間

特例措置対象事業場における週所定労働時間は、事業場平均で37時間3分（平成17年度36時間54分）、労働者平均で37時間17分（同37時間22分）となっており、平成17年度に比べ事業場平均で9分の増加、労働者平均で5分の減少となっている。

3 1日の所定労働時間の状況（表5、6）

※原則として、調査事業場で最も多数の労働者に適用されている1日の所定労働時間について調査を行った。所定労働時間は、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた時間として調査を行った。

1) 1日の所定労働時間が8時間以下である事業場数の割合

1日の所定労働時間が8時間以下である事業場数の割合は98.9%（平成17年度98.9%）となっている。

規模別にみると、301人以上の事業場では98.7%（同98.6%）、101～300人の事業場では98.2%（同98.5%）、31～100人の事業場では98.7%（同98.9%）、1～30人の事業場では98.9%（同98.9%）となっている。

※大企業は99.0%、中小企業は98.8%となっている。

2) 1日の所定労働時間が8時間以下である労働者の割合

1日の所定労働時間が8時間以下である労働者の割合は98.6%（平成17年度98.8%）となっている。

規模別にみると、301人以上の事業場では97.4%（同98.9%）、101～300人の事業場では98.2%（同98.5%）、31～100人の事業場では98.8%（同98.8%）、1～30人の事業場では99.0%（同98.9%）となっている。

※大企業は98.7%、中小企業は98.5%となっている。

3) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、事業場平均で7時間22分（平成17年度7時間19分）、労働者平均で7時間35分（平成17年度7時間33分）となっており、平成17年度に比べ事業場平均で3分、労働者平均で2分の増加となっている。

※事業場平均について、大企業は7時間36分、中小企業は7時間18分、労働者平均について、大企業は7時間38分、中小企業は7時間32分となっている。

4 時間外労働・休日労働に関する労使協定

※業務ごとに異なる延長時間及び休日労働を定めている場合は、最も多くの労働者に適用されている延長時間及び休日労働について調査を行った。

1) 時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結の有無（表7）

「労使協定を締結している」とした事業場は55.2%（平成17年度37.4%）、「時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結している」とした事業場は49.7%（同27.2%）、「時間外労働に関する労使協定のみを締結している」とした事業場は5.4%（同9.9%）、「休日労働に関する労使協定のみを締結している」とした事業場は0.1%（同0.2%）、「時間外労働・休日労働に関する労使協定をいずれも締結していない」とした事業場は44.8%（同62.6%）となっている。

※「労使協定を締結している」大企業は94.0%、中小企業は43.4%となっている。

「時間外労働・休日労働に関する労使協定をいずれも締結していない」事業場のうち、時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結していない理由（複数回答）については、「時間外労働・休日労働がない」が43.0%、「時間外労働・休日労働に関する労使協定の存在を知らなかった」が35.2%、「時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結・届出を失念した」が14.0%となっている。

2) 1年単位の変形労働時間制の採用の有無及び時間外労働に関する労使協定において異なる延長時間の定めの有無（表8）

「1年単位の変形労働時間制を導入している」事業場は24.9%（平成17年度27.7%）となっている。

「1年単位の変形労働時間制を導入している」事業場のうち、「対象期間が3箇月を超え、時間外労働に関する労使協定において一般労働者と異なる延長時間を定めている」事業場は7.7%（同7.3%）、「対象期間が3箇月を超え、時間外労働に関する労使協定において一般労働者と同じ延長時間を定めている」事業場は88.6%（同89.4%）、「対象期間が3箇月以内で、時間外労働に関する労使協定において一般労働者と異なる延長時間を定めている」事業場は0.3%（同0.2%）、「対象期間が3箇月以内で、時間外労働に関する労使協定において一般労働者と同じ延長時間を定めている」事業場は3.4%（同3.2%）となっている。

3) 時間外労働に関する労使協定において延長時間を定めている一定期間（表9）

時間外労働に関する労使協定において延長時間を定めている期間（複数回答）については、「1日」とした事業場が99.2%（平成17年度97.5%）、「1年間」と

した事業場が 99.1% (同 98.8%)、「1 箇月」とした事業場が 93.8% (同 87.9%) となっている。

4) 特別条項付き時間外労働に関する労使協定の締結の有無 (表 10)

※「特別条項付き時間外労働に関する労使協定」とは、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準 (以下「限度基準」という。) 第 3 条ただし書又は第 4 条第 2 項で定める、限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情 (臨時的なものに限る) が予想される場合に締結する労使協定をいい、これにより、限度基準に定める時間を超えて特別条項付き労使協定で定めた時間 (以下「特別延長時間」という。) まで労働時間を延長できる。

「特別条項付き時間外労働に関する労使協定を締結している」事業場は 40.5% (平成 17 年度 27.7%) となっている。

※大企業は 62.3%、中小企業は 26.0%となっている。

5) 特別条項付き時間外労働に関する労使協定において特別延長時間を定めている一定期間 (表 11)

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において特別延長時間を定めている期間 (複数回答) については、「1 年間」とした事業場が 98.5% (平成 17 年度 63.0%)、「1 箇月」とした事業場が 89.7% (同 75.2%) となっている。

6) 一般労働者に関する延長時間

※この項で調査を行った「一般労働者」とは、1 年単位の変形労働時間制の対象労働者及び限度基準適用除外業務等に従事する労働者以外の労働者のことである。

① 時間外労働に関する労使協定において 1 箇月の延長時間の定めがある事業場の 1 箇月の延長時間 (表 12)

限度基準で定める 1 箇月の限度時間である「45 時間」以下の事業場数の割合は 99.1% (平成 17 年度 99.1%) となっている。

※大企業は 99.0%、中小企業は 99.1%となっている。

② 時間外労働に関する労使協定において 1 年の延長時間の定めがある事業場の 1 年の延長時間 (表 13)

限度基準で定める 1 年の限度時間である「360 時間」以下の事業場数の割合は 98.6% (平成 17 年度 99.0%) となっている。

※大企業は 98.6%、中小企業は 98.6%となっている。

7) 対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制の対象労働者に係る時間外労働に関する労使協定における延長時間

※ここでは、限度基準別表第 2 の適用がある「対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制の適用労働者」について調査を行った。

- ① 時間外労働に関する労使協定において1箇月の延長時間の定めがある事業場の1箇月の延長時間（表14）
 限度基準で定める1箇月の限度時間である「42時間」以下の事業場数の割合は95.4%（平成17年度95.3%）となっている。
- ② 時間外労働に関する労使協定において1年の延長時間の定めがある事業場の1年の延長時間（表15）
 限度基準で定める1年の限度時間である「320時間」以下の事業場数の割合は94.9%（平成17年度95.5%）となっている。
- 8) 限度基準適用除外業務等に関する延長時間
 ※この項で調査を行った「限度基準適用除外業務等」とは、限度基準第5条に掲げる事業又は業務である。
- ① 時間外労働に関する労使協定において1箇月の延長時間の定めがある事業場の1箇月の延長時間（表16）
 限度基準で定める1箇月の限度時間である「45時間」以下の事業場数の割合は61.4%（平成17年度66.2%）となっている。
- ② 時間外労働に関する労使協定において1年の延長時間の定めがある事業場の1年の延長時間（表17）
 限度基準で定める1年の限度時間である「360時間」以下の事業場数の割合は57.9%（平成17年度61.3%）となっている。
- 9) 特別条項付き時間外労働に関する労使協定における特別延長時間
- ① 特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1箇月の特別延長時間の定めがある事業場の1箇月の特別延長時間（表18）
 1箇月の特別延長時間の平均時間は77時間52分（平成17年度74時間33分）となっている。
 ※大企業は79時間44分、中小企業は75時間13分となっている。
- ② 特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間（表19）
 1年間の特別延長時間の平均時間は650時間54分（平成17年度684時間20分）となっている。
 ※大企業は653時間2分、中小企業は647時間28分となっている。
- 10) 特別条項付き時間外労働に関する労使協定における特別延長時間の適用回数（表20、21）
 1箇月の特別延長時間の適用回数は「6回」とした事業場が最も多く93.0%（平成17年度94.7%）となっている。3箇月の特別延長時間の適用回数は「2回」とした事業場が最も多く99.2%（平成17年度97.2%）となっている。

11) 休日労働に関する労使協定における1箇月（4週間）の法定休日労働の限度日数（表22）

休日労働に関する労使協定における1箇月（4週間）の法定休日労働の限度日数の平均は2.2日（平成17年度2.3日）となっている。

休日労働に関する労使協定における1箇月（4週間）の法定休日労働の限度日数は「2日」とした事業場が最も多く42.9%（同37.9%）となっている。

5 時間外労働・休日労働の実績

※この項の「最長の者」とは、調査対象月における月間の時間外労働が最長の者のことをいい、「平均的な者」とは、調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者のことをいう。

1) 一般労働者に関する法定時間外労働の実績

※この項の「一般労働者」とは、1年単位の変形労働時間制の対象労働者及び限度基準適用除外業務等に従事する労働者以外の労働者のことである。

① 1週の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表23、24）

最長の者において、時間外労働時間が限度基準で定める「15時間」以下である事業場数の割合は90.0%（平成17年度85.9%）となっている。平均的な者においては97.9%（同96.4%）となっている。

※最長の者において、大企業は83.2%、中小企業は92.2%、平均的な者において、大企業は96.3%、中小企業は98.4%となっている。

② 1箇月の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表25、26）

最長の者において、時間外労働時間が限度基準で定める「45時間」以下である事業場数の割合は89.1%（平成17年度85.2%）となっている。平均的な者においては、98.3%（同95.8%）となっている。

※最長の者において、大企業は82.9%、中小企業は91.1%、平均的な者において、大企業は98.6%、中小企業は98.2%となっている。

③ 1年の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表27、28）

最長の者において、時間外労働時間が限度基準で定める「360時間」以下である事業場数の割合は87.3%（平成17年度82.6%）となっている。平均的な者においては、96.1%（同92.7%）となっている。

※最長の者において、大企業は77.9%、中小企業は90.3%、平均的な者において、大企業は93.9%、中小企業は96.8%となっている。

2) 1年単位の変形労働時間制の対象労働者に関する法定時間外労働の実績

① 1週の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表29、30）

最長の者において、時間外労働時間が限度基準で定める「14時間」以下である事業場数の割合は78.8%（平成17年度81.0%）となっている。平均的な者においては、94.5%（同92.6%）となっている。

② 1箇月の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表31、32）

最長の者において、時間外労働時間が限度基準で定める「42時間」以下である事業場数の割合は77.1%（平成17年度81.0%）となっている。平均的な者においては94.6%（同93.9%）となっている。

③ 1年の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表33、34）

最長の者において、時間外労働時間が限度基準で定める「320時間」以下である事業場数の割合は72.8%（平成17年度77.9%）となっている。平均的な者においては、89.9%（同89.8%）となっている。

3) 限度基準適用除外業務等に関する法定時間外労働の実績

※この項で調査を行った「限度基準適用除外業務等」とは、限度基準第5条に掲げる事業又は業務である。

① 1週の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表35）

最長の者において、時間外労働時間が「15時間」以下である事業場数の割合は72.2%（平成17年度69.7%）となっている。平均的な者においては91.1%（同84.0%）となっている。

② 1箇月の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表36）

最長の者において、時間外労働時間が「45時間」以下である事業場数の割合は69.8%（平成17年度67.2%）となっている。平均的な者においては88.7%（同85.2%）となっている。

③ 1年の法定時間外労働の実績（最長の者及び平均的な者）（表37）

最長の者において、時間外労働時間が「360時間」以下である事業場数の割合は71.3%（平成17年度66.1%）となっている。平均的な者においては84.3%（同78.3%）となっている。

4) 年間の法定休日労働の実績

※この項の「最多の者」とは、年間の法定休日労働日数の合計が最多の労働者のことをいい、「平均的な者」とは、法定休日労働日数の合計が平均的な労働者のことをいう。

① 最多の者（表38）

「法定休日労働あり」の割合が21.1%（平成17年度21.6%）、「法定休日労働なし」の割合が78.9%（同78.4%）となっている。

※上記78.9%（同78.4%）の事業場では、法定休日労働を行った労働者はいない。

最多の者における1年間の法定休日労働の日数の平均は5.4日（同5.4日）となっている。

法定休日労働の日数を事業場数の割合で見ると、「年1日」が23.8%（同25.6%）と最も多く、次いで「年2日」が18.5%（同16.5%）となっている。

② 平均的な者（表39）

「法定休日労働あり」の割合が10.4%（平成17年度9.0%）、「法定休日労働なし」の割合が89.6%（同91.0%）となっている。

※上記89.6%（同91.0%）の事業場では、「平均的な者」で見ると、法定休日労働を行った労働者はいない。

平均的な者における1年間の法定休日労働の日数の平均は3.9日（同3.8日）となっている。

法定休日労働の日数を事業場数の割合で見ると、「年1日」が36.5%（同36.6%）と最も多く、次いで「年2日」が24.9%（同20.6%）となっている。

6 割増賃金率

1) 法定時間外労働に対する割増賃金率（表40、41）

① 法定時間外労働時間数が月0時間超45時間以内

法定時間外労働に対する割増賃金率の定めがある事業場又は割増賃金率の定めはないが割増賃金を支払っている事業場における法定時間外労働に対する割増賃金率の平均は26.2%（大企業は26.1%、中小企業は26.2%）であり、法定時間外労働に対する割増賃金率が「25%」の事業場数の割合は92.0%、「25%超50%未満」の割合は6.5%、「50%」の割合は0.1%、「50%超」の割合は0.6%となっている。

② 法定時間外労働時間数が月45時間超60時間以内

法定時間外労働に対する割増賃金率の定めがある事業場又は割増賃金率の定めはないが割増賃金を支払っている事業場における法定時間外労働に対する割増賃金率の平均は26.1%（大企業は26.8%、中小企業は25.7%）であり、法定時間外労働に対する割増賃金率が「25%」の事業場数の割合は87.3%、「25%超50%未満」の割合は11.2%、「50%」の割合は0.5%、「50%超」の割合は0.4%となっている。

③ 法定時間外労働時間数が月60時間超

法定時間外労働に対する割増賃金率の定めがある事業場又は割増賃金率の定めはないが割増賃金を支払っている事業場における法定時間外労働に対する割増賃金率の平均は35.1%（大企業は48.1%、中小企業は27.7%）であり、法定時間外労働に対する割増賃金率が「25%」の事業場数の割合は58.7%、「25%超50%未満」の割合は1.6%、「50%」の割合は38.3%、「50%超」の割合は0.9%となっている。

また、月60時間超の法定時間外労働に対する割増賃金支払の対象労働者数の平均は0.8人（大企業は1.1人、中小企業は0.7人）となっている。

2) 代替休暇制度の有無 (表 42)

※「代替休暇制度」とは、月 60 時間超の時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を与えることができることとしたもの。なお、労働基準法第 138 条に規定する中小事業主の事業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは適用しないこととされていることに伴い、代替休暇も適用されないこととなる。

「代替休暇制度がある」大企業は 11.7% であり、そのうち 94.7% は代替休暇取得者数が 0 人である。

3) 法定休日労働に対する割増賃金率 (表 43)

法定休日労働に対する割増賃金率の定めがある事業場又は割増賃金率の定めはないが割増賃金を支払っている事業場における法定休日労働に対する割増賃金率の平均は 35.4% (平成 17 年度 35.3%) となっている。

規模別にみると、301 人以上規模の事業場で 37.5% (同 37.4%)、101~300 人規模の事業場で 36.4% (同 36.3%)、31~100 人規模の事業場で 35.8% (同 35.5%)、10~30 人規模の事業場で 36.0% (同 35.6%)、1~9 人規模の事業場では 35.2% (同 35.2%) となっている。

※大企業は 36.5%、中小企業は 35.0% となっている。

法定休日労働に対する割増賃金率が「35%」の事業場数の割合は 91.7% (同 88.3%) となっており、「35%超」の事業場数の割合は 5.8% (同 6.6%) となっている。

4) 深夜労働に対する割増賃金率 (表 44)

深夜労働に対する割増賃金率の定めがある事業場又は割増賃金率の定めはないが割増賃金を支払っている事業場における深夜労働に対する割増賃金率の平均は 25.9% (平成 17 年度 26.3%) となっている。

規模別にみると、301 人以上規模の事業場で 28.0% (同 29.9%)、101~300 人規模の事業場で 27.2% (同 28.5%)、31~100 人規模の事業場で 26.5% (同 26.9%)、10~30 人規模の事業場で 26.4% (同 26.6%)、1~9 人規模の事業場では 25.7% (同 26.1%) となっている。

※大企業は 26.7%、中小企業は 25.6% となっている。

深夜業に対する割増賃金率が「25%」の事業場数の割合は 91.6% (同 89.2%) となっており、「25%超」の事業場数の割合は 8.0% (同 10.0%) となっている。

(注) 以下、実数に基づく調査結果である。

7 裁量労働制

1) 裁量労働制適用労働者数 (表 45、46)

裁量労働制適用労働者の1事業場当たりの平均人数は専門業務型裁量労働制が50.0人(平成17年度49.1人)、企画業務型裁量労働制が20.8人(同27.8人)となっている。

2) 1日のみなし労働時間 (表 47、48)

1日のみなし労働時間の平均時間は専門業務型裁量労働制が8時間32分(平成17年度8時間29分)、企画業務型裁量労働制が8時間19分(同8時間7分)となっている。8時間を超えるみなし労働時間を定めている事業場数の割合は専門業務型裁量労働制が54.5%(同54.3%)、企画業務型裁量労働制が49.2%(同32.7%)となっている。

3) 労働時間の状況

※この項で「労働時間の状況として把握した時間」とは、労働基準法第38条の3第1項第4号又は第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況として把握した時間をいう。

① 専門業務型裁量労働制(最長の者及び平均的な者) (表 49、50)

労働時間の状況として把握した時間の1日の平均時間は最長の者において12時間38分(平成17年度12時間38分)となっており、平均的な者においては9時間20分(平成17年度9時間19分)となっている。

② 企画業務型裁量労働制(最長の者及び平均的な者) (表 51、52)

労働時間の状況として把握した時間の1日の平均時間は最長の者において11時間42分(平成17年度12時間16分)となっており、平均的な者においては9時間16分(同9時間24分)となっている。

4) 年間の法定休日労働の実績

※この項の「最多の者」とは、年間の法定休日労働日数の合計が最多の労働者のことをい、「平均的な者」とは、法定休日労働日数の合計が平均的な労働者のことをいう。

① 専門業務型裁量労働制(最多の者及び平均的な者) (表 53、54)

最多の者において「法定休日労働あり」の割合が39.6%(平成17年度33.7%)、「法定休日労働なし」の割合が60.4%(同66.3%)となっている。

平均的な者においては「法定休日労働あり」の割合が21.9%(同17.8%)、「法定休日労働なし」の割合が78.1%(同82.2%)となっている。

年間の法定休日労働の日数の平均は、最多の者において8.5日(8.2日)、平均的な者において4.0日(同4.1日)となっている。

法定休日労働の日数を事業場数の割合で見ると、「年1日」が最多の者において15.7%(同13.9%)、平均的な者において34.7%(同35.2%)と最も多くなっている。

② 企画業務型裁量労働制(最多の者及び平均的な者) (表 55、56)

最多の者において「法定休日労働あり」の割合が29.2%（平成17年度25.5%）、
「法定休日労働なし」の割合が70.8%（同74.5%）となっている。

平均的な者においては「法定休日労働あり」の割合が17.2%（同11.3%）、
「法定休日労働なし」の割合が82.8%（同88.7%）となっている。

年間の法定休日労働の日数の平均は、最多の者において5.8日（5.3日）、平
均的な者において3.1日（同2.8日）となっている。

法定休日労働の日数を事業場数の割合で見ると、「年1日」が最多の者にお
いて23.1%（平成17年度21.9%）、平均的な者において39.2%（同37.7%）
と最も多くなっている。

5) 年間実労働日数の実績

① 専門業務型裁量労働制（最多の者及び平均的な者）（表57、58）

年間実労働日数の平均日数は最多の者において254.3日（平成17年度254.2
日）、平均的な者においては242.2日（同240.7日）となっている。

② 企画業務型裁量労働制（最多の者及び平均的な者）（表59、60）

年間実労働日数の平均日数は最多の者において242.8日（平成17年度243.9
日）、平均的な者においては235.2日（同234.0日）となっている。

—平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果—

表 目次

番号	項目	頁
表 1	週所定労働時間別の事業場割合（特例措置対象事業場を除く）	16
表 2	週所定労働時間別の労働者割合（特例措置対象事業場を除く）	17
表 3	週所定労働時間別の事業場割合（特例措置対象事業場）	18
表 4	週所定労働時間別の労働者割合（特例措置対象事業場）	19
表 5	1日の所定労働時間別の事業場割合	20
表 6	1日の所定労働時間別の労働者割合	21
表 7	時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結の有無	22
表 8	1年単位の変形労働時間制の採用の有無及び時間外労働に関する労使協定において異なる延長時間の定めの有無	23
表 9	時間外労働に関する労使協定において延長時間を定めている一定期間	24
表 10	特別条項付き時間外労働に関する労使協定の締結の有無及び対象業務	25
表 11	特別条項付き時間外労働に関する労使協定において特別延長時間を定めている一定期間	26
表 12	時間外労働に関する労使協定において1箇月の延長時間の定めがある事業場の1箇月の延長時間（一般労働者）	27
表 13	時間外労働に関する労使協定において1年の延長時間の定めがある事業場の1年の延長時間（一般労働者）	28
表 14	時間外労働に関する労使協定において1箇月の延長時間の定めがある事業場の1箇月の延長時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制適用労働者）	29
表 15	時間外労働に関する労使協定において1年の延長時間の定めがある事業場の1年の延長時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制適用労働者）	30
表 16	時間外労働に関する労使協定において1箇月の延長時間の定めがある事業場の1箇月の延長時間（限度基準適用除外業務等）	31
表 17	時間外労働に関する労使協定において1年の延長時間の定めがある事業場の1年の延長時間（限度基準適用除外業務等）	31
表 18	特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1箇月の特別延長時間の定めがある事業場の1箇月の特別延長時間	32
表 19	特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間	33

表 20	特別条項付き時間外労働に関する労使協定における1箇月の特別延長時間の適用回数	34
表 21	特別条項付き時間外労働に関する労使協定における3箇月の特別延長時間の適用回数	35
表 22	休日労働に関する労使協定における1箇月(4週間)の法定休日労働の限度日数	36
表 23	1週の法定時間外労働の実績(一般労働者)(最長の者)	37
表 24	1週の法定時間外労働の実績(一般労働者)(平均的な者)	38
表 25	1箇月の法定時間外労働の実績(一般労働者)(最長の者)	39
表 26	1箇月の法定時間外労働の実績(一般労働者)(平均的な者)	40
表 27	1年の法定時間外労働の実績(一般労働者)(最長の者)	41
表 28	1年の法定時間外労働の実績(一般労働者)(平均的な者)	42
表 29	1週の法定時間外労働の実績(1年単位の変形労働時間制適用労働者)(最長の者)	43
表 30	1週の法定時間外労働の実績(1年単位の変形労働時間制適用労働者)(平均的な者)	44
表 31	1箇月の法定時間外労働の実績(1年単位の変形労働時間制適用労働者)(最長の者)	45
表 32	1箇月の法定時間外労働の実績(1年単位の変形労働時間制適用労働者)(平均的な者)	46
表 33	1年の法定時間外労働の実績(1年単位の変形労働時間制適用労働者)(最長の者)	47
表 34	1年の法定時間外労働の実績(1年単位の変形労働時間制適用労働者)(平均的な者)	48
表 35	1週の法定時間外労働の実績(限度基準適用除外業務等)	49
表 36	1箇月の法定時間外労働の実績(限度基準適用除外業務等)	50
表 37	1年の法定時間外労働の実績(限度基準適用除外業務等)	51
表 38	年間の法定休日労働の実績(最多の者)	52
表 39	年間の法定休日労働の実績(平均的な者)	53
表 40	法定時間外労働に対する割増賃金率の定めの有無及び割増率 ① 法定時間外労働時間数が月0時間超45時間以内 ② 法定時間外労働時間数が月45時間超60時間以内 ③ 法定時間外労働時間数が月60時間超	54~ 56
表 41	月60時間超の法定時間外労働に対する割増賃金支払の対象労働者数及び従事する業務	57
表 42	代替休暇制度の有無及び月間の代替休暇取得者数	58
表 43	法定休日労働に対する割増賃金率の定めの有無及び割増率	59
表 44	深夜労働に対する割増賃金率の定めの有無及び割増率	60

表 45	適用労働者数（専門業務型裁量労働制）	61
表 46	適用労働者数（企画業務型裁量労働制）	62
表 47	1日のみなし労働時間（専門業務型裁量労働制）	63
表 48	1日のみなし労働時間（企画業務型裁量労働制）	64
表 49	労働時間の状況（専門業務型裁量労働制）（最長の者）	65
表 50	労働時間の状況（専門業務型裁量労働制）（平均的な者）	66
表 51	労働時間の状況（企画業務型裁量労働制）（最長の者）	67
表 52	労働時間の状況（企画業務型裁量労働制）（平均的な者）	68
表 53	年間の法定休日労働の実績（専門業務型裁量労働制）（最多の者）	69
表 54	年間の法定休日労働の実績（専門業務型裁量労働制）（平均的な者）	70
表 55	年間の法定休日労働の実績（企画業務型裁量労働制）（最多の者）	71
表 56	年間の法定休日労働の実績（企画業務型裁量労働制）（平均的な者）	72
表 57	年間の実労働日数の実績（専門業務型裁量労働制）（最多の者）	73
表 58	年間の実労働日数の実績（専門業務型裁量労働制）（平均的な者）	74
表 59	年間の実労働日数の実績（企画業務型裁量労働制）（最多の者）	75
表 60	年間の実労働日数の実績（企画業務型裁量労働制）（平均的な者）	76

平成25年度労働時間等総合実態調査結果

表1 週所定労働時間別の事業場割合（特例措置対象事業場を除く）

	合計	40時間以下							40時間超							平均 (時 間: 分)			
		計	35時 間以 下	35時 間超 ~36 時間 以下	36時 間超 ~37 時間 以下	37時 間超 ~38 時間 以下	38時 間超 ~39 時間 以下	39時 間超 ~40 時間 以下	計	40時 間超 ~41 時間 以下	41時 間超 ~42 時間 以下	42時 間超 ~43 時間 以下	43時 間超 ~44 時間 以下	44時 間超 ~45 時間 以下	45時 間超 ~46 時間 以下		46時 間超 ~48 時間 以下	48時 間超	
			40時 間																
【事業場規模】	100.0	96.9	12.4	1.8	2.5	10.9	13.1	56.1	43.4	3.1	0.0	0.6	0.3	0.6	0.6	0.1	1.0	0.0	37:47
1~9人	100.0	96.5	12.9	1.9	2.5	10.7	12.7	55.9	43.5	3.5	0.1	0.7	0.3	0.7	0.1	1.1	0.0	37:44	
10~30人	100.0	95.5	13.5	2.0	2.2	10.5	12.7	54.7	43.2	4.5	0.0	0.9	0.4	0.9	0.1	1.4	0.0	37:43	
31~100人	100.0	98.5	11.7	1.7	3.0	11.0	12.8	58.4	44.1	1.5	0.1	0.2	0.1	0.2	-	0.5	-	37:45	
101~300人	100.0	99.8	10.1	0.8	2.7	12.4	15.0	58.7	44.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.1	-	38:05	
301人以上	100.0	100.0	7.0	1.9	3.6	14.0	20.3	53.3	40.5	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	38:25	
301人以上	100.0	100.0	6.2	1.9	4.4	15.6	26.9	45.1	36.6	-	-	-	-	-	-	-	-	38:27	
【業種】	100.0	95.7	14.2	2.0	2.1	9.8	13.4	54.3	39.8	4.3	0.1	0.3	0.8	1.1	1.0	0.2	0.8	0.0	37:26
01製造業	100.0	96.6	7.8	-	4.1	11.9	6.1	66.7	44.5	3.4	-	1.6	-	-	0.3	-	1.6	-	38:58
02鉱業	100.0	92.4	3.9	2.7	1.1	10.5	11.2	62.9	43.0	7.6	-	2.3	-	0.5	1.3	0.3	3.2	-	38:59
03建設業	100.0	98.8	4.1	1.0	1.6	5.8	8.5	77.9	59.9	1.2	0.3	0.2	-	0.2	0.0	-	0.3	0.1	39:04
04運輸交通業	100.0	99.0	5.9	2.7	3.3	10.3	14.4	62.4	48.5	1.0	-	-	-	0.3	-	-	0.6	-	38:40
05貨物取扱業	100.0	99.1	10.5	0.9	4.5	14.2	16.3	52.8	37.4	0.9	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	-	0.5	-	37:24
08商業	100.0	98.5	39.9	2.4	5.8	12.4	7.6	30.3	26.8	1.5	-	-	0.2	0.6	0.6	-	-	-	36:34
09金融広告業	100.0	98.8	21.5	1.7	2.7	5.5	12.2	55.2	45.0	1.2	-	-	-	1.2	-	-	-	-	37:25
10映画・演劇業	100.0	98.9	7.7	-	2.5	23.1	8.3	57.2	52.8	1.1	-	-	-	0.6	0.5	-	-	-	38:31
11通信業	100.0	99.2	14.6	1.6	3.8	9.6	13.7	56.0	46.4	0.8	-	-	-	-	-	0.8	-	-	36:51
12教育・研究業	100.0	99.1	6.7	0.5	1.9	6.8	11.9	71.2	60.5	0.9	0.3	0.3	-	0.3	-	-	-	-	38:34
13保健衛生業	100.0	97.8	23.9	2.4	0.2	4.9	4.5	62.0	56.6	2.2	0.2	-	0.7	0.1	-	-	1.2	-	35:44
14接客娯楽業	100.0	97.1	17.9	2.6	1.9	8.3	6.4	60.1	50.3	2.9	-	1.5	-	-	0.5	-	1.0	-	36:46
15清掃・と音楽	100.0	99.2	10.0	1.4	2.8	13.8	20.1	51.1	44.2	0.8	-	-	-	0.8	-	-	-	-	38:09
その他の事業	100.0	95.8	11.0	1.9	2.0	10.0	10.4	60.5	46.6	4.2	0.1	0.8	0.3	0.8	0.1	1.3	0.0	0.0	37:53
【企業規模分類】	100.0	100.0	16.5	1.4	3.9	13.5	20.7	43.9	34.6	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	0.0	0.0	37:31
大企業	100.0	95.8	11.0	1.9	2.0	10.0	10.4	60.5	46.6	4.2	0.1	0.8	0.3	0.8	0.1	1.3	0.0	0.0	37:53
中小企業	100.0	95.8	11.0	1.9	2.0	10.0	10.4	60.5	46.6	4.2	0.1	0.8	0.3	0.8	0.1	1.3	0.0	0.0	37:53

表2 週所定労働時間別の労働者割合（特例措置対象事業場を除く）

	合計	40時間以下							40時間超							平均 (時 間: 分)				
		計	35時 間以下	35時 間超 ～36 時間 以下	36時 間超 ～37 時間 以下	37時 間超 ～38 時間 以下	38時 間超 ～39 時間 以下	39時 間超 ～40 時間 以下	40時 間	計	40時 間超 ～41 時間 以下	41時 間超 ～42 時間 以下	42時 間超 ～43 時間 以下	43時 間超 ～44 時間 以下	44時 間超 ～45 時間 以下		45時 間超 ～46 時間 以下	46時 間超 ～48 時間 以下	48時 間超	
			99.2	9.0	1.8	3.0	12.9	18.1	54.4		41.2	0.8	0.0	0.1	0.1		0.2	0.1	0.0	0.3
【事業場規模】																				
1～30人	100.0	98.0	11.3	1.6	2.8	11.1	12.9	18.1	54.4	41.2	2.0	0.1	0.3	0.1	0.4	0.3	0.1	0.7	0.0	37:53
10～30人	100.0	96.3	11.0	1.5	2.4	11.7	13.2	12.8	56.5	43.3	3.7	0.0	0.6	0.1	0.9	0.7	0.2	1.0	0.0	38:12
31～100人	100.0	98.6	11.4	1.7	3.0	10.8	12.8	16.2	59.0	44.3	1.4	0.1	0.2	0.2	0.2	0.6	-	0.6	-	37:46
101～300人	100.0	99.8	9.3	0.8	2.7	12.9	16.2	16.2	57.9	43.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	-	0.1	-	38:13
301人以上	100.0	100.0	7.4	1.9	3.6	14.3	20.7	20.7	52.1	39.7	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	38:22
	100.0	100.0	5.1	3.3	3.4	15.5	30.5	30.5	42.0	32.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38:30
【業種】																				
01製造業	100.0	99.0	4.6	3.6	2.4	9.4	25.7	53.3	36.2	36.2	1.0	0.0	0.1	0.0	0.4	0.2	0.0	0.2	0.0	38:36
02鉱業	100.0	98.5	2.6	-	6.0	16.2	4.3	69.4	43.6	43.6	1.5	-	0.8	-	-	0.4	-	0.4	-	39:04
03建設業	100.0	96.3	1.3	1.2	3.2	11.2	12.2	67.1	43.9	43.9	3.7	-	1.0	-	0.3	1.0	0.3	1.1	-	39:19
04運輸交通業	100.0	99.5	2.3	1.0	1.7	6.4	9.9	78.2	58.9	58.9	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	39:20
05貨物取扱業	100.0	99.5	6.7	1.9	2.8	8.6	17.4	62.0	48.1	48.1	0.5	-	-	-	0.2	-	-	0.3	-	38:33
08商業	100.0	99.7	10.8	1.2	4.6	14.7	16.2	52.1	38.0	38.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	-	37:30
09金融広告業	100.0	99.6	46.9	2.2	6.2	19.9	5.2	19.3	16.8	16.8	0.4	-	-	0.1	0.1	0.2	-	-	-	36:36
10映画・演劇業	100.0	99.5	17.7	1.0	2.9	5.2	15.9	56.7	48.1	48.1	0.5	-	-	-	0.5	-	-	-	-	37:52
11通信業	100.0	99.7	6.5	-	4.4	39.4	3.8	45.5	43.1	43.1	0.3	-	-	-	0.2	0.1	-	-	-	38:23
12教育・研究業	100.0	99.8	6.5	0.8	3.6	14.8	28.9	45.2	35.1	35.1	0.2	-	-	-	-	-	0.2	-	-	38:19
13保健衛生業	100.0	99.8	4.7	0.6	3.1	11.2	16.0	64.0	52.5	52.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	38:47
14接客娯楽業	100.0	98.0	19.0	1.8	0.5	6.1	6.1	64.6	57.8	57.8	2.0	0.2	-	0.5	0.0	-	1.3	-	-	36:23
15清掃・と畜業	100.0	99.4	15.9	2.2	2.1	11.0	8.9	59.2	49.3	49.3	0.6	-	0.3	-	-	0.1	-	0.2	-	36:41
その他の事業	100.0	99.8	5.0	1.1	2.1	19.8	27.5	44.4	36.8	36.8	0.2	-	-	-	0.2	-	-	-	-	38:38
【企業規模分類】																				
大企業	100.0	100.0	10.3	2.4	3.9	14.5	24.3	44.6	35.0	35.0	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	0.0	0.0	37:57
中小企業	100.0	98.3	7.7	1.1	2.1	11.2	11.6	64.5	47.8	47.8	1.7	0.1	0.2	0.1	0.3	0.3	0.1	0.6	0.0	38:23

表3 週所定労働時間別の事業場割合 (特例措置対象事業場)

事業場	合計	44時間以下										44時間超				平均 (時 間: 分)				
		40時間以下					41時間超					計	44時 間超	46時 間超 ~48 時間 以下	48時 間超					
		35時 間以下	36時 間超 ~37 時間 以下	37時 間超 ~38 時間 以下	38時 間超 ~39 時間 以下	39時 間超 ~40 時間 以下	40時 間超 ~41 時間 以下	41時 間超 ~42 時間 以下	42時 間超 ~43 時間 以下	43時 間超 ~44 時間 以下	44時間									
																	計	計	44時 間超	46時 間超 ~48 時間 以下
特例事業場計	100.0	79.7	21.6	1.5	2.1	8.6	9.0	36.9	0.6	3.8	1.5	12.3	10.9	2.2	0.9	0.1	1.2	0.1	37:03	
08商業	(1~4人)	78.7	23.3	1.7	1.6	8.2	9.1	34.8	0.5	4.1	1.6	12.6	11.0	2.4	1.1	0.1	1.2	0.1	36:49	
	(5~9人)	82.0	16.8	0.8	3.5	9.5	8.7	42.7	0.6	2.9	1.2	11.6	10.8	1.6	0.3	0.2	1.1	0.0	37:40	
	(1~4人)	77.6	13.7	0.5	2.4	11.1	10.8	40.1	0.4	4.7	1.6	11.9	10.8	2.6	1.2	0.1	1.3	0.1	38:40	
	(5~9人)	77.8	15.3	0.6	2.1	10.9	10.7	38.2	0.5	5.3	1.7	11.9	10.8	2.9	1.5	0.1	1.2	0.1	38:35	
	卸売業	81.8	8.8	0.3	3.5	11.9	11.2	46.1	0.2	2.8	1.3	12.1	10.9	1.9	0.1	0.3	1.4	0.1	38:55	
	(1~4人)	87.4	10.5	0.9	6.8	14.6	17.0	37.6	0.9	2.2	0.9	7.3	7.3	1.3	-	0.4	0.9	-	38:45	
	(5~9人)	85.8	13.0	1.3	6.5	15.6	15.6	33.8	1.3	2.6	1.3	7.8	7.8	1.3	-	-	1.3	-	38:37	
	小売業	91.3	5.0	-	7.5	12.5	20.0	46.3	-	1.3	-	6.3	6.3	1.3	-	1.3	-	-	-	39:04
	(1~4人)	96.7	14.8	-	0.5	11.4	9.4	43.1	-	5.4	1.4	10.7	9.5	3.3	1.8	-	1.4	-	-	38:29
(5~9人)	96.3	16.0	-	-	11.1	9.9	42.0	-	6.2	1.2	9.9	8.6	3.7	2.5	-	1.2	-	-	38:26	
理業咨業	79.8	11.1	-	2.0	12.1	8.1	46.5	-	3.0	2.0	13.1	12.1	2.0	-	-	2.0	-	-	38:38	
その他の商業	(1~4人)	45.0	13.1	1.0	1.1	3.2	4.3	22.3	2.4	9.7	4.4	36.1	31.9	2.4	0.1	-	1.1	1.1	40:30	
	(5~9人)	44.7	13.8	1.1	1.0	3.4	4.6	20.7	2.3	10.3	4.6	35.6	32.2	2.3	-	-	1.1	1.1	40:26	
	計	45.9	8.2	-	1.0	1.0	2.0	33.7	3.1	5.1	3.1	39.8	29.6	3.1	1.0	-	1.0	1.0	40:59	
10映画・演劇業	(1~4人)	97.6	15.2	1.6	4.4	10.7	11.8	46.0	-	1.7	1.0	5.2	5.0	2.4	1.0	-	1.4	-	-	37:44
	(5~9人)	90.3	17.1	1.2	4.9	9.8	12.2	45.1	-	1.2	1.2	4.9	4.9	2.4	1.2	-	1.2	-	-	37:28
	計	86.8	5.5	3.3	2.2	15.4	9.9	50.5	-	4.4	-	6.6	5.5	2.2	-	-	2.2	-	-	39:08
13保健衛生業	(1~4人)	99.5	30.4	0.5	2.0	4.8	5.3	38.9	2.0	7.3	1.4	6.8	6.3	0.5	-	-	0.5	-	-	35:34
	(5~9人)	88.5	34.6	-	1.9	5.8	5.8	40.4	1.9	7.7	1.9	-	-	2.0	-	-	-	-	-	34:21
	計	98.0	63.2	18.4	2.0	2.0	4.1	34.7	2.0	6.1	-	26.5	24.5	2.0	-	-	2.0	-	-	39:03
14接客娯楽業	(1~4人)	99.3	79.4	24.2	3.2	6.1	9.4	33.0	2.4	4.6	4.1	8.9	7.1	0.7	0.5	0.0	-	-	0.2	36:44
	(5~9人)	98.8	76.7	29.0	4.7	4.0	9.9	28.1	1.9	4.8	5.7	9.6	6.8	1.2	0.9	-	-	0.3	35:59	
	計	82.7	17.8	2.0	6.0	8.9	8.6	39.4	3.0	4.3	2.0	7.9	7.6	0.0	-	0.0	-	-	37:43	
医療保健業	(1~4人)	74.0	26.0	4.6	4.1	6.6	9.6	23.1	3.1	5.8	5.3	11.0	8.9	0.7	0.7	-	-	-	-	36:34
	(5~9人)	70.8	30.5	6.1	1.2	3.7	9.8	19.5	2.4	6.1	7.3	12.2	8.5	1.2	1.2	-	-	-	-	35:53
	計	78.7	20.0	2.7	8.0	10.7	9.3	28.0	4.0	5.3	2.7	9.3	9.3	-	-	-	-	-	-	37:30
社会福祉施設	(1~4人)	96.9	15.6	-	-	4.7	8.8	67.8	-	0.6	-	1.8	1.2	0.7	-	-	-	-	0.7	37:48
	(5~9人)	98.5	20.0	-	-	5.7	11.4	61.4	-	-	-	-	-	1.4	-	-	-	-	1.4	37:08
	計	95.2	11.0	-	-	3.7	6.1	74.4	-	1.2	-	3.7	2.4	1.4	-	-	-	-	-	38:30
その他の保健衛生業	(1~4人)	88.7	40.1	0.7	3.3	3.2	8.0	33.4	-	3.6	1.5	5.8	5.8	0.4	-	0.4	-	-	-	32:44
	(5~9人)	88.4	46.4	-	2.9	1.4	5.8	31.9	-	4.3	1.4	5.8	5.8	0.4	-	-	-	-	-	31:42
	計	89.6	20.6	2.9	4.4	8.8	14.7	38.2	-	1.5	1.5	5.9	5.9	1.5	-	1.5	-	-	-	35:55
14接客娯楽業	(1~4人)	82.2	43.6	3.4	0.4	2.2	3.5	29.1	-	0.8	0.1	15.3	13.3	1.7	0.3	-	1.3	0.1	0.1	32:25
	(5~9人)	82.1	44.8	4.1	0.2	2.0	4.1	26.9	-	0.4	0.1	15.9	13.2	1.5	-	-	1.4	0.1	0.1	31:56
	計	97.7	39.6	1.3	1.1	2.9	1.6	35.8	-	1.9	0.1	13.5	13.3	2.3	1.2	-	1.1	-	-	33:56
旅館業	(1~4人)	95.3	53.2	4.9	-	3.8	1.3	22.1	-	3.3	0.4	10.7	10.7	0.4	0.4	-	-	-	-	29:42
	(5~9人)	88.3	61.0	6.5	-	3.9	1.3	15.6	-	2.6	1.2	14.6	14.6	1.2	1.2	-	-	-	-	35:14
	計	78.0	34.1	1.2	-	3.7	1.2	37.8	-	4.9	1.2	16.3	14.1	1.7	0.3	-	1.4	-	-	32:20
飲食店	(1~4人)	81.7	44.3	3.5	0.3	1.7	3.5	28.4	-	0.3	-	16.3	14.1	1.7	0.3	-	1.4	-	-	31:56
	(5~9人)	81.7	45.1	4.2	1.4	4.2	26.8	-	-	-	-	16.9	14.1	1.4	-	-	1.4	-	-	31:56
	計	97.4	81.9	1.3	1.3	2.6	1.3	33.8	-	1.3	-	14.3	14.3	2.6	1.3	-	1.3	-	-	33:37
その他の接客娯楽業	(1~4人)	84.9	28.2	0.4	1.8	7.1	4.9	42.5	-	4.4	0.9	7.1	4.9	2.7	-	-	1.8	0.9	0.9	35:38
	(5~9人)	82.9	28.9	-	2.6	7.9	5.3	38.2	-	3.9	1.3	7.9	5.3	3.9	-	-	2.6	1.3	1.3	35:37
	計	89.3	26.7	1.3	-	5.3	4.0	52.0	-	5.3	-	5.3	4.0	-	-	-	2.6	2.6	-	35:40

(注) 映画の製作の事業を除く。

表4 週所定労働時間別の労働者割合(特例措置対象事業場)

業種	合計	44時間以下												44時間超				平均(時間:分)	
		40時間以下						44時間以下						計	44時間超~45時間以下	45時間超~46時間以下	46時間超~48時間以下		48時間超
		35時間以下	35時間超~36時間以下	36時間超~37時間以下	37時間超~38時間以下	38時間超~39時間以下	39時間超~40時間以下	40時間超~41時間以下	41時間超~42時間以下	42時間超~43時間以下	43時間超~44時間以下	44時間							
特例事業場計	100.0	81.2	19.3	1.2	2.5	8.2	9.2	40.8	0.6	3.1	1.5	11.6	10.5	1.9	0.7	0.1	1.0	0.1	37:17
(1~4人)	100.0	80.3	22.1	1.7	1.5	7.4	9.5	38.1	0.5	3.4	1.9	11.9	10.5	2.1	1.0	0.2	1.0	0.2	36:51
(5~9人)	100.0	82.5	16.0	0.7	3.7	9.3	44.0	0.7	2.9	1.0	11.2	10.4	1.6	0.3	0.2	1.1	1.1	0.0	37:48
08商業	100.0	81.4	10.7	0.5	2.9	10.9	11.5	44.9	0.3	3.6	1.5	11.0	10.1	2.2	0.8	0.1	1.2	0.1	38:52
(1~4人)	100.0	80.0	12.5	0.6	2.0	10.0	11.6	43.3	0.4	4.2	1.9	10.9	10.3	2.4	1.4	0.8	0.8	0.2	38:49
(5~9人)	100.0	82.9	8.3	0.2	4.1	12.1	11.2	47.0	0.2	2.8	1.0	11.1	9.9	2.0	0.0	0.3	1.6	0.1	38:57
卸売業	100.0	99.0	89.2	0.9	7.1	13.2	17.4	42.8	0.4	1.8	0.9	6.7	6.7	1.0	0.6	0.4	0.4	-	38:56
(1~4人)	100.0	86.9	11.0	1.8	6.2	14.1	15.9	37.9	0.9	2.2	1.8	7.5	7.5	0.9	-	0.9	-	-	38:48
(5~9人)	100.0	91.5	4.8	-	8.0	12.3	18.9	47.5	-	1.4	-	5.9	5.9	1.1	-	1.1	-	-	39:04
小売業	100.0	81.9	12.1	-	1.2	11.1	9.8	47.7	-	3.7	1.6	10.1	9.3	2.7	1.2	-	1.5	-	38:39
(1~4人)	100.0	82.4	13.4	-	2.7	12.6	8.6	48.3	-	4.3	1.7	8.6	8.2	3.0	2.2	-	0.9	-	38:38
(5~9人)	100.0	81.4	10.5	-	2.7	12.6	8.6	47.0	-	3.0	1.5	11.9	10.7	2.4	-	2.4	-	-	38:40
理美容業	100.0	43.3	8.9	0.3	1.0	2.3	3.7	27.1	2.6	8.9	4.7	37.8	32.7	2.8	0.2	-	0.9	1.6	41:03
(1~4人)	100.0	41.7	9.5	0.5	0.9	2.7	4.1	24.0	2.3	10.4	5.4	33.9	29.4	2.7	-	-	0.9	1.8	41:04
(5~9人)	100.0	47.8	7.2	-	1.4	1.1	2.6	35.5	3.5	4.8	2.6	38.6	29.4	2.9	0.9	-	0.9	1.1	41:01
その他の商業	100.0	89.9	11.2	2.0	3.9	11.6	12.8	48.4	-	2.6	0.3	5.1	4.8	2.1	1.2	-	0.9	0.9	38:14
(1~4人)	100.0	91.3	13.6	1.7	4.5	10.3	14.5	46.7	-	1.7	0.4	4.5	4.5	2.1	1.7	-	0.4	2.1	37:52
(5~9人)	100.0	86.5	5.4	2.8	2.5	14.3	9.0	52.3	-	4.9	0.8	6.4	5.4	2.1	0.2	-	2.1	0.2	39:06
10映画・演劇業(注)	100.0	99.2	23.5	1.1	1.6	5.1	6.4	38.9	1.5	7.7	0.8	12.6	11.6	0.8	-	-	0.8	-	37:10
(1~4人)	100.0	86.4	28.8	-	1.5	7.6	8.3	40.2	1.5	10.6	1.5	25.4	23.4	1.7	-	-	1.7	-	35:20
(5~9人)	100.0	66.7	18.1	2.3	1.7	2.3	4.5	37.6	1.4	4.8	1.5	-	-	0.3	-	-	-	39:01	
13保健衛生業	100.0	80.2	21.3	2.2	4.3	6.3	9.6	36.5	2.6	4.8	3.9	8.1	7.5	0.3	0.2	0.0	-	0.1	37:15
(1~4人)	100.0	77.2	28.3	3.3	1.3	3.6	10.2	30.5	3.0	5.2	6.6	8.2	7.1	0.8	0.6	-	-	0.2	36:09
(5~9人)	100.0	82.1	17.3	1.7	6.0	7.9	9.3	39.9	3.0	4.6	2.3	8.1	7.8	0.0	0.0	-	-	-	37:52
医療保健業	100.0	75.2	23.5	3.0	5.6	7.1	10.4	25.6	3.5	6.0	5.1	9.9	9.3	0.3	0.3	-	-	-	37:04
(1~4人)	100.0	70.8	30.1	4.3	1.6	3.5	10.2	21.1	2.7	6.6	8.6	10.5	9.0	0.8	0.8	-	-	-	36:07
(5~9人)	100.0	77.8	19.7	2.2	8.0	9.1	10.6	28.2	4.0	5.6	3.1	9.5	9.5	0.8	-	-	-	-	37:38
社会福祉施設	100.0	99.7	13.4	-	-	4.1	7.0	71.6	-	1.0	-	2.7	1.9	0.3	-	-	-	-	38:03
(1~4人)	100.0	96.1	20.3	-	-	4.2	11.0	63.6	-	1.5	-	4.0	2.8	0.8	-	-	-	-	38:38
(5~9人)	100.0	94.6	10.1	-	-	4.0	5.1	75.4	-	1.5	-	2.8	2.8	0.8	-	-	-	-	38:43
その他の保健衛生業	100.0	87.6	30.0	1.4	3.7	4.8	8.9	38.8	-	3.9	1.5	6.2	6.2	0.7	-	-	0.7	-	34:43
(1~4人)	100.0	85.2	37.7	3.1	3.4	1.0	4.9	38.2	-	5.9	2.0	6.9	6.9	0.7	-	-	-	-	33:36
(5~9人)	100.0	90.4	20.6	3.1	4.1	9.3	13.8	39.5	-	1.6	1.0	5.4	5.4	1.6	-	-	1.6	-	36:04
14接客娯楽業	100.0	98.1	41.9	2.7	0.4	2.0	2.7	32.2	-	0.9	0.1	15.2	13.2	1.9	0.5	1.4	0.0	0.0	32:55
(1~4人)	100.0	81.8	45.8	3.9	0.2	1.5	3.6	26.8	-	0.4	0.1	15.9	12.5	1.9	-	1.8	0.1	0.1	31:44
(5~9人)	100.0	88.0	36.7	1.1	0.8	2.7	1.5	39.4	-	1.6	0.1	14.2	14.1	2.0	1.3	0.8	0.8	-	34:31
旅館業	100.0	82.2	45.0	3.7	3.9	0.8	29.6	-	3.3	0.4	0.4	12.9	12.9	0.4	0.4	-	-	-	32:21
(1~4人)	100.0	87.2	58.6	6.7	-	3.8	0.5	17.6	-	1.9	-	11.0	11.0	0.8	-	-	-	-	28:48
(5~9人)	100.0	79.3	32.8	1.0	-	4.0	1.2	40.3	-	4.5	0.8	14.6	14.6	0.8	-	-	-	-	35:33
飲食店	100.0	81.5	43.2	2.8	0.4	1.5	2.7	30.9	-	0.4	-	16.1	14.0	2.0	0.6	1.4	-	-	32:41
(1~4人)	100.0	81.4	46.6	4.1	0.9	0.9	1.3	26.2	-	0.9	-	16.7	13.1	1.8	0.9	1.8	-	-	31:34
(5~9人)	100.0	81.6	38.2	1.1	1.4	5.9	4.8	47.4	-	0.9	0.6	15.2	15.2	2.4	1.4	0.9	0.9	-	34:18
その他の接客娯楽業	100.0	86.3	26.3	0.5	2.9	7.1	7.1	47.4	0.0	0.9	0.6	6.3	4.7	1.8	-	1.4	0.4	0.4	35:52
(1~4人)	100.0	82.7	26.6	-	2.9	4.7	5.4	40.7	-	5.0	1.2	7.5	5.8	3.7	-	2.9	0.8	0.8	36:01
(5~9人)	100.0	89.4	26.0	0.9	-	4.7	4.2	53.6	-	5.3	-	5.3	3.6	3.7	-	-	-	-	35:43

(注) 映画の製作の事業を除く。

表5 1日の所定労働時間別の事業場割合

	合計	8時間以下					8時間超					平均(時間・分)			
		計	6時間以下	6.5時間超～7時間以下	7時間超～7.5時間以下	7.5時間超～8時間以下	8時間	計	8時間超～8.5時間以下	8.5時間超～9時間以下	9時間超～9.5時間以下		9.5時間超～10時間以下	10時間超	
															(%)
合計	100.0	98.9	10.8	1.9	11.3	20.3	54.6	41.3	1.1	0.6	0.2	0.1	0.0	0.2	7:22
【事業場規模】															
1～30人	100.0	98.9	11.2	2.0	11.6	20.2	53.8	41.0	1.1	0.6	0.2	0.1	0.0	0.2	7:21
10～30人	100.0	98.8	12.1	2.3	12.0	20.0	52.3	41.0	1.2	0.7	0.3	0.1	0.0	0.1	7:19
31～100人	100.0	99.2	7.4	0.8	9.8	21.2	60.1	41.4	0.8	0.4	0.0	0.0	0.1	0.3	7:30
101～300人	100.0	98.7	5.1	0.4	7.0	20.8	65.5	46.7	1.3	0.4	0.2	0.0	0.1	0.6	7:37
301人以上	100.0	98.2	2.5	0.1	5.9	20.3	69.4	42.6	1.8	0.5	0.2	0.1	0.2	0.8	7:44
	100.0	98.7	1.5	0.9	6.2	20.6	69.6	34.8	1.3	0.3	0.1	0.3	0.2	0.5	7:43
【業種】															
01製造業	100.0	99.5	10.1	1.0	8.1	22.8	57.5	37.1	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	7:25
02鉱業	100.0	100.0	-	1.2	17.0	24.6	57.1	44.3	-	-	-	-	-	-	7:39
03建設業	100.0	100.0	3.9	0.2	19.1	31.2	45.7	36.7	-	-	-	-	-	-	7:31
04運輸交通業	100.0	96.2	2.4	0.9	6.0	18.9	68.0	56.6	3.8	0.7	0.3	0.2	0.3	2.3	7:52
05貨物取扱業	100.0	98.7	2.0	1.5	7.8	18.2	69.2	55.8	1.3	0.7	-	-	-	0.5	7:46
08商業	100.0	98.8	6.9	2.1	10.0	22.1	57.7	41.8	1.2	1.1	0.1	-	-	-	7:29
09金融広告業	100.0	98.7	4.5	0.0	37.9	23.3	33.0	24.2	1.3	-	0.6	-	-	0.6	7:19
10映画・演劇業	100.0	99.6	11.0	2.1	19.0	11.3	56.3	49.5	0.4	0.3	-	0.1	-	-	7:20
11通信業	100.0	100.0	0.9	1.1	7.1	26.3	64.6	54.6	-	-	-	-	-	-	7:43
12教育・研究業	100.0	98.5	8.7	2.7	8.0	19.0	60.0	46.6	1.5	0.5	1.1	-	-	-	7:25
13保健衛生業	100.0	96.9	12.2	4.8	10.5	16.8	52.7	45.1	3.1	2.1	0.8	0.0	0.0	0.2	7:19
14接客娯楽業	100.0	99.2	37.4	2.3	9.3	7.9	42.3	40.0	0.8	0.2	0.0	0.2	0.0	0.3	6:36
15清掃・と畜業	100.0	99.5	14.4	2.4	9.7	18.4	54.6	47.4	0.5	0.2	-	-	0.1	0.1	7:14
その他の事業	100.0	98.4	2.8	2.3	8.5	16.0	68.8	48.1	1.6	-	0.8	0.2	0.1	0.5	7:41
【企業規模分類】															
大企業	100.0	99.0	4.4	1.1	8.9	19.5	65.1	36.3	1.0	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	7:36
中小企業	100.0	98.8	12.7	2.2	12.0	20.5	51.4	42.9	1.2	0.8	0.2	0.0	0.0	0.2	7:18

表6 1日の所定労働時間の労働者割合

	合計	8時間以下						8時間超				平均(時 間:分)		
		計	6時間以下	6時間超 ~6.5時 間以下	6.5時間 超~7時 間以下	7時間超 ~7.5時 間以下	7.5時間 超~8時 間以下	8時間	計	8.5時間 超~9時 間以下	9時間超 ~9.5時 間以下		9.5時間 超~10時 間以下	10時間超
合計	100.0	98.6	5.6	0.8	8.0	20.6	63.5	41.5	1.4	0.4	0.1	0.4	0.4	7:35
【事業場規模】														
1~9人	100.0	99.0	8.7	1.3	10.2	21.3	57.5	42.1	1.0	0.6	0.2	0.1	0.2	7:27
10~30人	100.0	98.6	10.3	1.7	11.0	20.7	54.9	42.5	1.4	0.8	0.3	0.1	0.2	7:24
31~100人	100.0	99.3	7.2	0.9	9.3	21.8	60.0	41.7	0.7	0.4	0.1	0.0	0.2	7:30
101~300人	100.0	98.8	4.3	0.3	6.7	20.8	66.6	46.6	1.2	0.3	0.2	0.1	0.6	7:39
301人以上	100.0	98.2	2.5	0.1	6.0	20.2	69.4	42.1	1.8	0.4	0.2	0.2	0.8	7:44
301人以上	100.0	97.4	0.9	0.5	5.1	18.9	72.0	31.3	2.6	0.1	0.0	2.0	0.3	7:45
【業種】														
01製造業	100.0	97.6	2.4	0.2	3.3	14.4	77.2	38.7	2.4	0.5	0.0	1.5	0.2	7:45
02鉱業	100.0	100.0	-	0.4	12.3	28.5	58.8	39.2	-	-	-	-	-	7:39
03建設業	100.0	100.0	0.9	0.6	12.0	33.1	53.4	41.1	-	-	-	-	-	7:38
04運輸交通業	100.0	92.9	0.9	0.4	5.3	18.3	68.0	54.5	7.1	1.1	0.5	0.2	0.3	8:06
05貨物取扱業	100.0	99.1	3.2	1.0	9.5	18.2	67.1	55.3	0.9	0.4	-	-	-	7:42
08商業	100.0	99.2	7.0	0.9	6.2	22.8	62.3	41.2	0.8	0.7	0.1	-	-	7:31
09金融広告業	100.0	99.8	1.0	0.3	46.6	27.4	24.4	16.0	0.2	-	0.1	-	-	7:20
10映画・演劇業	100.0	99.5	4.5	1.3	17.6	13.4	62.7	46.3	0.5	0.1	-	0.5	-	7:34
11通信業	100.0	100.0	0.4	0.2	6.4	44.6	48.3	42.7	-	-	-	-	-	7:40
12教育・研究業	100.0	98.7	2.0	0.7	7.7	20.4	67.9	34.6	1.3	0.1	1.1	-	-	7:38
13保健衛生業	100.0	98.4	3.7	1.3	6.9	23.2	63.3	49.8	1.6	0.8	0.3	0.2	0.1	7:38
14接客娯楽業	100.0	99.4	23.6	1.5	9.5	13.2	51.5	47.3	0.6	0.2	0.0	0.2	0.0	7:02
15清掃・と畜業 その他の事業	100.0	99.3	13.2	2.1	12.6	18.0	53.5	44.1	0.7	0.1	-	-	-	7:13
その他の事業	100.0	99.1	0.8	0.5	4.7	20.5	72.5	40.6	0.9	-	0.1	0.1	0.1	7:46
【企業規模分類】														
大企業	100.0	98.7	3.7	0.5	7.0	20.2	67.2	35.3	1.3	0.2	0.1	0.7	0.1	7:38
中小企業	100.0	98.5	7.4	1.0	8.9	21.0	60.2	47.2	1.5	0.7	0.2	0.0	0.1	7:32

表7 時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結の有無

	労使協定を締結している		時間外労働に関する協定を締結している		時間外労働・休日労働に関する協定を締結していない理由 (M.A)		その他
	締結している	締結していない	締結している	締結していない	締結している	締結していない	
合計	100.0	55.2	5.4	0.1	49.7	44.8	100.0
【事業場規模】							
1~30人	100.0	52.5	5.3	0.1	47.1	47.5	100.0
1~9人	100.0	46.8	4.7	0.1	42.1	53.2	100.0
10~30人	100.0	77.4	8.2	-	69.1	22.6	100.0
31~100人	100.0	90.1	6.9	-	83.2	9.9	100.0
101~300人	100.0	94.9	7.0	-	87.9	5.1	100.0
301人以上	100.0	96.1	4.3	-	91.8	3.9	100.0
【業種】							
01製造業	100.0	46.8	3.7	-	43.1	53.2	100.0
02鉱業	100.0	51.0	2.1	-	48.9	49.0	100.0
03建設業	100.0	51.4	3.0	-	48.3	48.6	100.0
04運輸交通業	100.0	85.5	4.6	-	80.9	14.5	100.0
05貨物取扱業	100.0	84.5	4.3	-	80.2	15.5	100.0
08商業	100.0	56.1	5.7	-	50.3	43.9	100.0
09金融広告業	100.0	77.4	14.3	-	63.1	22.6	100.0
10映画・演劇業	100.0	42.1	2.0	-	40.1	57.9	100.0
11通信業	100.0	78.4	2.3	-	76.1	21.6	100.0
12教育・研究業	100.0	67.9	5.1	0.6	62.2	32.1	100.0
13保健衛生業	100.0	48.1	10.2	0.6	37.4	51.9	100.0
14接客娯楽業	100.0	47.0	6.8	-	40.2	53.0	100.0
15清掃・と畜業	100.0	51.4	2.1	-	49.3	48.6	100.0
その他の事業	100.0	63.2	2.0	-	61.2	36.8	100.0
【企業規模分類】							
大企業	100.0	94.0	6.3	-	87.7	6.0	100.0
中小企業	100.0	43.4	5.2	0.1	38.2	56.6	100.0

表8 1年単位の變形労働時間制の採用の有無及び時間外労働に関する労使協定の有無なる延長時間の定めの有無

	合計	1年単位の變形労働時間制を導入していない	1年単位の變形労働時間制を導入している	対象期間が3箇月超				対象期間が3箇月以内			
				時間外労働に関する労使協定において一般労働者と同じ延長時間を定めている		時間外労働に関する労使協定において一般労働者とは異なる延長時間を定める		時間外労働に関する労使協定において一般労働者と同じ延長時間を定めている		時間外労働に関する労使協定において一般労働者とは異なる延長時間を定める	
				計	割合	計	割合	計	割合	計	割合
合計	100.0	75.1	24.9	100.0	7.7	88.6	0.3	3.4			
【事業場規模】											
1～30人	100.0	75.0	25.0	100.0	6.8	89.8	0.2	3.2			
1～9人	100.0	75.5	24.5	100.0	5.1	92.5	-	2.4			
10～30人	100.0	73.7	26.3	100.0	11.0	83.1	0.7	5.2			
31～100人	100.0	74.6	25.4	100.0	14.0	80.3	0.8	4.9			
101～300人	100.0	79.9	20.1	100.0	20.6	71.6	2.3	5.5			
301人以上	100.0	86.4	13.6	100.0	40.4	47.5	3.3	8.8			
【業種】											
01製造業	100.0	50.3	49.7	100.0	6.5	89.8	0.3	3.4			
02飲業	100.0	29.2	70.8	100.0	6.0	90.5	-	3.5			
03建設業	100.0	57.5	42.5	100.0	4.3	92.0	-	3.7			
04運輸交通業	100.0	61.2	38.8	100.0	7.5	86.1	1.0	5.4			
05貨物取扱業	100.0	62.2	37.8	100.0	8.9	79.3	-	11.8			
08商業	100.0	74.8	25.2	100.0	8.7	88.5	0.2	2.6			
09金融広告業	100.0	94.6	5.4	100.0	4.8	79.6	-	15.6			
10映画・演劇業	100.0	88.5	11.5	100.0	5.5	93.6	-	0.9			
11通信業	100.0	96.6	3.4	100.0	6.6	91.9	-	1.5			
12教育・研究業	100.0	77.5	22.5	100.0	12.4	83.3	0.2	4.1			
13保健衛生業	100.0	90.4	9.6	100.0	8.9	81.1	0.1	9.9			
14接客娯楽業	100.0	92.2	7.8	100.0	25.4	72.1	0.0	2.4			
15清掃・と畜業	100.0	72.4	27.6	100.0	13.8	83.2	0.3	2.7			
その他の事業	100.0	85.8	14.2	100.0	3.2	94.4	1.5	0.9			
【企業規模分類】											
大企業	100.0	85.9	14.1	100.0	13.5	81.0	0.4	5.1			
中小企業	100.0	68.0	32.0	100.0	6.1	90.8	0.3	2.9			

表9 時間外労働に関する労使協定において延長時間を定める一定期間

		(M.A.) (%)									
		1日	1週	2週	4週	1箇月	2箇月	3箇月	1年間	その他	
合計		99.2	1.5	2.7	0.1	93.8	0.7	5.3	99.1	0.9	
【事業場規模】											
1~30人		99.3	1.3	2.3	0.1	93.9	0.7	5.1	99.1	0.9	
1~9人		99.4	1.0	1.5	0.0	94.3	0.9	4.9	99.0	1.1	
10~30人		98.9	2.0	4.6	0.2	93.0	0.2	5.8	99.2	0.5	
31~100人		98.9	3.2	5.9	0.2	93.7	0.7	5.2	99.7	0.4	
101~300人		99.0	2.1	5.0	0.8	89.7	0.7	9.6	99.7	0.3	
301人以上		96.0	1.2	3.4	0.2	89.5	1.8	11.4	99.7	0.1	
【業種】											
01製造業		98.8	1.7	0.3	0.2	93.9	0.1	7.2	98.7	1.2	
02鉱業		100.0	5.4	4.5	-	92.2	1.3	7.1	97.7	2.3	
03建設業		99.9	0.0	0.3	0.0	97.0	-	3.0	98.6	1.5	
04運輸交通業		99.8	1.8	63.3	0.8	98.5	0.2	2.5	99.9	0.1	
05貨物取扱業		99.1	2.6	22.8	0.4	94.0	0.8	6.0	99.6	0.6	
08商業		99.3	1.0	0.6	0.0	93.7	0.1	5.7	99.9	0.3	
09金融広告業		99.4	5.2	0.0	-	92.9	-	3.2	98.9	1.2	
10映画・演劇業		99.7	3.7	-	1.2	90.1	0.1	6.0	99.5	0.2	
11通信業		100.0	0.6	2.0	0.8	55.3	43.3	0.4	98.9	0.7	
12教育・研究業		96.0	1.4	-	0.0	90.1	-	9.5	99.1	0.8	
13保健衛生業		100.0	3.7	1.5	0.2	95.4	-	1.8	99.1	0.3	
14接客娯楽業		99.9	0.4	0.2	0.0	98.1	0.2	1.7	98.1	1.8	
15清掃・と畜業		99.4	0.4	2.9	-	95.5	-	4.9	99.0	1.4	
その他の事業		98.5	2.5	0.2	-	91.0	-	10.3	98.6	1.4	
【企業規模分類】											
大企業		98.5	2.0	1.3	0.1	89.5	1.7	8.5	99.3	0.8	
中小企業		99.7	1.2	3.6	0.1	96.6	0.0	3.1	99.0	0.9	